

平成 26 年 8 月 (*1) 9 月追加

「建築改修工事監理指針 平成 25 年版」(平成 25 年 12 月 25 日発行 第 1 版 第 1 刷, 平成 26 年 1 月 31 日発行 第 1 版 第 2 刷, 平成 26 年 4 月 30 日発行 第 2 版第 1 刷) の正誤表についてお手持ちの仕様書の奥付(最終ページ)の発行日をご確認いただき, 下記により該当の「正誤表」による訂正をお願いいたします。

「建築改修工事監理指針 平成 25 年版」(上巻) 第 1 版 第 1 刷 第 2 刷 第 2 版 第 1 刷の正誤表

頁	章・節・項	訂正箇所	誤	正
36	1.2.2	上から 9 行目	(a)・・・, その通りに施工すると <u>約束</u> したものであり,・・・	(a)・・・, その通りに施工すると <u>明示</u> したものであり,・・・
163	3.3.2	上から 6 行目	・・・, 建築基準法施行令第 82 条の <u>5</u> の規定に・・・	, 建築基準法施行令第 82 条の <u>4</u> の規定に
198	3.4.2	上から 10 行目	・・・, 建築基準法施行令第 82 条の <u>5</u> の規定に・・・	・・・, 建築基準法施行令第 82 条の <u>4</u> の規定に・・・
247	3.5.4	下から 3 行目	・・・, 建築基準法施行令第 82 条の <u>5</u> の規定に・・・	・・・, 建築基準法施行令第 82 条の <u>4</u> の規定に・・・
433	4.5.8	上から 13 行目	<u>(3)</u> 検査及び接着力試験の・・・	<u>(4)</u> 検査及び接着力試験の・・・
453	4.5.14	上から 7 行目	穿孔位置は, 図 4.5. <u>20</u> を参照する。	穿孔位置は, 図 4.5. <u>31</u> を参照する。

455	4.5.16	上から7 行目	表 4.5. <u>6</u> に目地ひび割れ部 . . .	表 4.5. <u>7</u> に目地ひび割れ部 . . .
455	4.5.16	上から8 行目	表 4.5. <u>6</u> 目地ひび割れ部改修工法の工程別施工管理 のポイント	表 4.5. <u>7</u> 目地ひび割れ部改修工法の工程別施工管理のポ イント
455	4.5.16	表 4.5.6 備考欄	<p>備考</p> <hr/> <p>. . . .</p> <hr/> <p>・「改修標仕」4.5.16 <u>(b)</u>による。切り込 みすぎないようまたタイルに傷をつけない よう管理する。</p> <p>. . . .</p> <p>. . . .</p> <p>・「改修標仕」表4.5. <u>2</u>による。既調合目 地材を使用する場合は、(特記による)製造 所の仕様に基づき混練する。使用する水は水 道水又は飲用可能な水を使用すること。</p> <p>・「改修標仕」4.5.8 <u>(c)(2)</u> (iv)④または 4.5.8 <u>(c)(2)</u> (vi)⑤により目地には気泡 等が含まれないように確実に充填されなけ ればならない。目地深さはタイル厚の1/2 以下とする。</p> <p>. . . .</p>	<p>備考</p> <hr/> <p>. . . .</p> <hr/> <p>・「改修標仕」4.5.16 <u>(a)</u>による。切り込 みすぎないようまたタイルに傷をつけない よう管理する。</p> <p>. . . .</p> <p>. . . .</p> <p>・「改修標仕」表4.5. <u>3</u>による。既調合目 地材を使用する場合は、(特記による)製造 所の仕様に基づき混練する。使用する水は水 道水又は飲用可能な水を使用すること。</p> <p>・「改修標仕」4.5.8 <u>(f)(6)</u> (iv)④または 4.5.8 <u>(f)(6)</u> (vi)⑤により目地には気泡 等が含まれないように確実に充填されなけ ればならない。目地深さはタイル厚の1/2 以下とする。</p> <p>. . . .</p>

456	4.5.16	下から2 行目	表 4.5. <u>7</u> に・・・	表 4.5. <u>8</u> に・・・
457	4.5.16	上から1 行目	表 4.5. <u>7</u> 伸縮調整目地改修工法の工程別施工管理 ポイント	表 4.5. <u>8</u> 伸縮調整目地改修工法の工程別施工管理ポイン ト
546 (*1)	5.1.8	下から 11行目	・・・規定するの数値。	・・・規定する <u>E_r</u> の数値。
607 (*1)	5.8.4	上から4 行目	・・・開速度 0.4 <u>mm</u> /s 以下, 閉速度 0.25 <u>mm</u> /s 以下・・・	・・・開速度 0.4 <u>m</u> /s 以下, 閉速度 0.25 <u>m</u> /s 以下・・・

「建築改修工事監理指針 平成 25 年版」(下巻) 第 1 版 第 1 刷 第 2 刷 第 2 版 第 1 刷の正誤表

頁	章・節・項	訂正箇所	誤	正
124	8.1.4	上から 12～13 行目	<u>「改修標仕」が定める構造体コンクリートの強度の基準となる材齢 91 日は、この法令の規定を適用したものである。</u>	<u>「改修標仕」ではこの告示の規定を適用して、構造体コンクリート強度の目標とすべき性能として、材齢 91 日において設計規準強度以上としたものである。</u>
124	8.1.4	上から 21～23 行目	<u>「改修標仕」においても、この法令の規定に基づき構造体コンクリートの強度推定の管理材齢の基本を 28 日としている。</u>	<u>「改修標仕」ではこれらの告示の規定に基づき、原則として、現場水中養生による材齢 28 日における管理とし、これを満足しないと想定される場合に、現場封かん養生による材齢 28 日を超え 91 日以内の強度を推定する試験を行うこととしている。これは、施工現場における構造体コンクリートの強度推定の管理材齢は一般的に 28 日とされていることに配慮したものである。</u>
310	8.8.3	上から 13 行目	(1) 1 回の試験の供試体の個数及び試料採取	(1) 1 回の試験の供試体の個数及び試料採取 <u>の方法(普通ポルトランドセメントの場合)</u>
310	8.8.3	上から 21 行目	なお、 <u>使用するコンクリートの種類</u> やコンクリートの打設・養生時期等によって、	なお、コンクリートの打設・養生時期等によって、
311	8.8.3	上から 4 行目	<u>表 8.8.2 供試体の採取例</u>	表 8.8.2 供試体の採取例 <u>(普通ポルトランドセメントの場合)</u>
318	8.8.5	下から 13 行目	(a) 「改修標仕」によれば、構造体のコンクリート強度は同 8.1.4(a)(3) <u>(i)</u> に規定される・・・	(a) 「改修標仕」によれば、構造体のコンクリート強度は同 8.1.4(a)(3) に規定される・・・
318	8.8.5	下から	・・・そのため、「改修標仕」8.1.4(a) <u>(3)(ii)</u> に基	・・・そのため、「改修標仕」8.1.4(a) <u>(4)</u> に基づいて、・・・

		9行目	づいて、・・・	
318	8.8.5	下から 3行目	もう一つは、 <u>使用するセメントの種類</u> やコンクリートの打設・養生時期等によって・・・	もう一つは、コンクリートの打設・養生時期等によって・・・
319	8.8.5	下から 8～7行 目	これらのことから、平成25年版「改修標仕」では、この条件が判定基準から削除された。	これらのことから、平成25年版「改修標仕」では、この条件が判定基準から削除された。 <u>その後、平成26年に規定の一部が改定されて、普通ポルトランドセメント以外の場合のみ、この条件が再度規定されている。</u>
320	8.8.5	上から 11～15	・・・を満足していることを提示する方法もある。 <u>ただし、上記調査結果は普通ポルトランドセメントを使用した場合のものであり、その他のセメントを使用する場合には図8.8.2の相関関係は適用できないので、「改修標仕」8.8.5(a)(2)の規定に係わらず、現場封かん養生した供試体を用いて材齢28日の試験を行うよう計画することが望ましい。</u>	・・・を満足していることを提示する方法もある。